令和 5 年度版 **船橋市保健所事業年報**

(令和4年度事業実績)

令和元年度に発生し、人々の生活に大きな影響をもたらした新型コロナウイルス感染症は、令和4年度も感染拡大の波を繰り返している状況でした。

重症化リスクの高い高齢者の入所施設等でクラスターが多数発生したことや、感染者が発生した場合にも施設に留まるケースが増加していたことから、市保健所では、高齢者施設等向けの感染防止対策に関する研修会の開催及び現地訪問による感染対策の確認・指導を行うとともに、本市医師会と協議の上、当該施設の提携医療機関等が患者へ中和抗体薬やラゲブリオ等の経口治療薬の適応判断を早期に実施し、必要な患者への処方を行うことの促進を図り、施設内での療養体制の充実に努めました。

また、医療機関のひっ迫を改善するため、重症化リスクが低い有症状の方を対象とした無料 PCR 検査事業や、インフルエンザとの同時流行に備えて抗原検査キットの備蓄を促進するため、抗原検査キット購入費用助成事業を実施しました。さらに、民間事業者と協力し、オンライン診療・往診といった、自宅療養される方へ医療を提供するための体制確保にも努めました。

こうした取り組みを進める中、国においては新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類変更についての議論が加速し、令和5年5月8日以降、5類感染症へと位置づけが変更されました。

これまでの、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、市民の皆様の自主的な感染対策への取組を基本とする対応に転換することとなります。感染対策の対応方針が変更されますが、新型コロナウイルスが無くなったわけではありません。今後も、市保健所として市民に身近な保健衛生行政に取り組んでまいりますので、市民の皆様におかれましては、手洗い・手指消毒や換気の励行、体調が悪いときは外出をしないなど、基本的な感染症対策は今後も有効となりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

最後になりますが、この年報をご覧になった皆様が保健所を身近に感じて、 公衆衛生活動に対するご理解への一助となれば幸いです。

令和5年9月